

AKIOTA-TOWN
The merger 20th anniversary

広報

安芸太田

10

No.241

令和6(2024)年 10月号

安芸太田町 合併20周年記念式典



今月の行事



次期長期総合計画の基本方針の策定に向けたワークショップを開催します

本町の将来像（20年後の姿）を思い浮かべながらご意見をお聞かせいただき、次期計画の基本方針へ反映していきたいと思ひます。

多くのご参加をお待ちしています。

◆と き／**10月19日(土)**
(1回目) **10:00~11:30**
(2回目) **14:00~15:30**

事前申込は
こちら↓

◆ところ／**役場本庁東館
2階大集会室**



◆対 象／安芸太田町に在住
または勤務されて
いる方

オンラインの
事前申込は
こちら↓

※Zoomによるオンラインワーク
ショップの開催も予定して
います。

10月23日(水)
19:30~21:00 (予定)



●問い合わせ先／企画課 ☎28-1972

今月の表紙



合併20周年記念式典（令和6年9月28日）

主な内容

- 4～6 9月定例議会行政報告（抜粋版）
- 8～11 令和5年度決算報告
- 16～17 全国学力・学習状況調査

当 番 医



10月

- 13日(日) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 14日(月) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 20日(日) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 27日(日) 安芸太田戸河内診療所（内科）

11月

- 3日(日) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 4日(月) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 10日(日) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 17日(日) 安芸太田戸河内診療所（内科）
- 23日(土) 安芸太田病院（救急サブセンター）
- 24日(日) 安芸太田病院（救急サブセンター）

人口情報（令和6年9月末時点）

- 男 性／2,532人
- 女 性／2,881人
- 合 計／5,413人
- 世 帯／3,007世帯



**町公式LINE
友達募集中!!**

町のイベント情報や観光情報など発信しています。
町外にお住いの皆さんにも情報を届けたいので、お知
り合いへPRのご協力をお願いします！





町長コラム

vol.46

合併20周年

橋本 博明

本年10月1日をもって、本町は合併20周年を迎えました。

今から20年前と言えば、本町こそ過疎の洗礼が始まっておりましたが、日本全体では未だ人口が増えている右肩上がりの時代であり、「地方分権」こそが地域活性化の切り札、そんな流れの中での出来事でした。

それから20年。本町を取り巻く環境は大きく、厳しく変わってまいりましたが、それでもこうして節目の年を迎えることができましたのは、偏に、その時その時で、町の活性化に向けて、真摯に取り組まれてきた多くの先達のお蔭です。

合併後の最初の10年は、小・中学校の適正配置と、それに伴うこども園、小学校などの新設、安芸太田病院の整備、旧JR跡地を活用した交流拠点の整備など、新町の礎を築いていただいた期間でした。

続く10年は、国の「地方創生」という取り組みを追い風に、過疎

という中山間共通の課題に取り組まれた期間であり、産業振興や観光振興の推進主体としての「地域商社」の設置に加え、道の駅再整備に向けた議論もこのころから始まっています。

また、過疎に歯止めをかけるためには無くてはならない資源として加計高校を位置づけ、存続に向けて魅力向上に努められたのも特筆すべき取り組みです。

ただし、そうした努力にも関わらず、人口減少に歯止めをかけることは容易ではなく、また直近の数年間には、コロナ禍という想定外の事態に見舞われることで、社会全体が混乱をし、行政運営もままならない、そんな時期も経験いたしました。

こうした状況を踏まえ、私としてもコロナ禍への対応を進めながらも、地域通貨やよりカーなどを代表とするデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や道の駅再整備事業の加速化、定住促進賃貸住宅の整備、新教育大綱の

策定など、次の10年に繋がる施策の種まきも併せて進めてきたところです。

幸いにも本町は太田川の源流域として豊かな自然に恵まれ、また、県内最大の都市である広島市からは1時間圏内とアクセスも良く、観光のみならず、都市と自然が近接した「質の高い暮らし」を提供できる等、好条件に恵まれていると感じています。

これらの強みを活かした町づくりを進めることで、次の世代に本町を引き継ぐことが我々の務めであり、9月末日に開催した記念式典と記念神楽公演が、そうした思いを町民の皆さんと共有し、新たな一歩を踏み出す契機となっていれば幸いです。



AKIOTA-town
The merger 20th anniversary

9月議会
定例会令和5年度歳入歳出決算や本年度
補正予算、人事案件など13案件を
可決・認定・承認・同意・報告

令和6年第5回町議会定例会が、9月6日から19日までの日程で開催され、令和5年度歳入歳出決算や本年度補正予算、人事案件など13の案件が可決・認定・承認・同意・報告されました。

今月号では、定例会初日に行われた橋本町長の行政報告を抜粋して紹介します。

戦没者追悼・平和祈念
式典

総務課

8月15日、役場本庁大集会室において安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。

遺族会や原爆被害者の会、町関係者併せて91人が参列されました。

また、正午には防災行政無線でサイレンを鳴らし、町民の皆様は黙とうを呼びかけました。

定額減税および定額減
税補足給付金

税務課

さらに、戦争による被害の実態を知り、平和の意義を正しく継承していくために、本年は8月6日から16日の期間において、役場本庁で「はだしのゲンが伝えたいこと」の上映を行いました。

あわせて、安芸太田中学校による「わたしの平和宣言」と題した作品展示も行い、多くの方に来場いただきました。

令和6年度税制改正大綱に盛り込まれた定額減税が6月から始まり、源泉徴収義務者のご協力をいただきながら実施しています。

納税者およびその配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税を行うものです。その際、定額減税しきれない方々に対しては、

その差額を支給する定額減税補足給付金（調整給付）を8月から支給しています。

本町における定額減税の総額および定額減税補足給付金（調整給付）の状況は次の表のとおりです。

○個人住民税定額減税の状況

個人住民税定額減税額		29,834千円
内 訳	町民税定額減税額	17,912千円
	県民税定額減税額	11,922千円

○定額減税補足給付金（調整給付）の状況

支給対象者数	1,008人
支給予定額	40,420千円

道の駅再整備事業

産業観光課

4月16日に道の駅再整備事業を担う優先交渉権者を選定した後、6月25日に、同事業の実施主体である特別目的会社「株式会社ゲートステーションあきおおた」が設立されました。

その後、当該事業の収支計画等について調整を行った結果、凡そ合意を得られましたので、本定例会において事業契約締結の議案を提出しております。

なお、事業契約が締結できれば、本年度は詳細設計業務に着手する予定です。

また、施設整備費の財源として申請していただきましたデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）については、8月2日に無事内閣府より採択の連絡をいただきました。



一般県道弁財天加計線 道路改良工事（土居工区）

建設課

従前より広島県へ道路改良事業の最優先箇所として要望を行っていた路線であります。現在、戸河内土居と寺領を結ぶトンネル工区へ着手しており、現地に於て7月17日に安全祈願祭が行われたところです。

当日は、広島県西部建設事務所安芸太田支所長、寺領自治会長、土居自治会長、工事関係者の皆様など、多くの方が参列されました。引き続き、改良工事全体が早期に完成されるよう、県をはじめ関係機関へ要望活動を行ってまいります。

太田川総合開発事業 （新規ダム）

建設課

太田川総合開発事業については、今年度新規事業化され、6月から国土交通省太田川河川事務所が地質や環境についての現地調査に着

手されました。

現地調査は複数年度に跨る予定ですが、これまでは特段のトラブルもなく、順調に進んでいます。

また、7月5日には斉藤国土交

通大臣が現地視察にお越しになり、広島市長、市議会議長とともにダム建設予定地を確認され、大臣からは「今後も、地元の方々の声にしっかりと耳を傾けながら、取り組みを進めてまいりたい」との言葉がありました。

町としては、引き続き、国の取り組みを注視するとともに、併せてダム建設中および完成後の地域振興についての検討も始めてまいります。



加計スマートインター のフルインター化

建設課

5月14日に地質調査業務を契約し、これまでにボーリング調査の現地作業が完了しています。引き続き解析作業を行っており、その結果をNEXCO西日本と共有し、詳細設計へ反映させていきます。

また、用地取得に向けて、NEXCO西日本と情報共有や課題確認のため毎月協議を実施しており、円滑な事業推進を図っています。

安芸太田町令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰対策支援給付金 および子育て世帯支援給 付金（子ども加算）の支給

健康福祉課

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、令和5年12月1日を基準日として、令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付する事業を実施いたしました。

また、これまで給付した非課税世帯（3万円および7万円）の18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯にも、新たに児童1人あたり5万円を追加給付しています。

こちらも、地域通貨「もりか」に電子マネーを付与する形で支給しており、本年8月末現在での支給状況は、次のとおりです。

区 分	内 容
給 付 額	1世帯あたり100,000円（こども加算：50,000円） ※地域通貨「morica」へ付与
給 付 世 帯	・均等割課税世帯 205世帯 ・こども加算 42世帯（72人）
給付合計額 （実績）	24,100,000円（均等割課税世帯：20,500,000円） （こども加算：3,600,000円）
利 用 実 績 （8月末時点）	21,793,836円（利用率：90.43%） ※利用期間：令和6年9月30日まで

「黒い雨」体験者への 被爆者健康手帳交付

健康福祉課

令和4年4月1日から運用されている「黒い雨」にかかる手帳交付制度の申請状況など、本町における本年8月末日までの累計件数は下表のとおりです。

今後ともこれまで同様、厚生労働省や広島県とも連携して、町民広報などを活用して「黒い雨」にかかる制度周知や適正な事務に努めていきます。

申請種類	申請	交付	却下
被爆者健康手帳	618件	580件	24件
健康管理手帳	705件	523件	131件

子ども・子育て会議の 開催

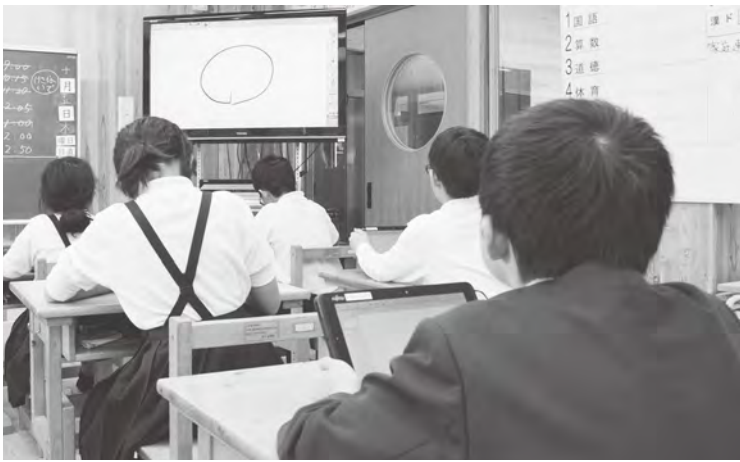
教育課

7月23日に川・森・文化・交流センターにおいて、第1回子ども・

子育て会議（委員15名構成）を開催しました。

第3期（令和7年度から11年度までの5か年計画）安芸太田町子ども・子育て支援事業計画の概要、計画策定までのスケジュール、子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえて、安芸太田町が取り組むべき施策など議論を行いました。

次回は、11月に開催し、子ども・子育て支援事業計画の素案を作成する予定です。



町議会9月定例会で可決・認定・同意された主な議案

●令和5年度歳入歳出決算

令和5年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか9つの特別会計の歳入歳出決算を認定しました。

詳しくは8～11ページをご覧ください。

●令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）

定額減税補足給付や新型コロナウイルスワクチン定期接種への対応に1749万円、林道・町道における維持補修工事などの社会基盤等整備として6007万7千円。

また、法改正に伴う児童手当拡充への対応1507万4千円のほか、前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金への積立金8049万1千円を含む、総額1億9778万6千円の増額補正。補正後の累計額は、89億9958万8千円となりました。

●教育委員会委員の任命

任期満了に伴い、教育委員会委員1名を再任することに同意を得ました。

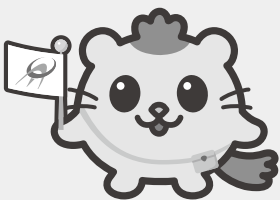
●安芸太田町附属機関の設置に関する条例等の一部改正

新たな教育大綱に対応する教育振興基本計画を策定するにあたり、安芸太田町教育振興基本計画策定委員会を設置するとともに、委員の報酬を定めるため条例の一部を改正しました。

●事業契約の締結

安芸太田町道の駅「来夢とごうち」再整備事業の事業契約の締結について、株式会社ゲートステーションあきおたとの契約締結が承認されました。契約金額は21億5000万円です。

民間資金等の活用による公共施設等の整備などの促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求めるものです。



令和5年度の施策評価を行いました。



審議会の様子

「第二次安芸太田町長期総合計画」で定める33の施策および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたり、令和5年度に実施した事業評価を行いました。

7つの政策分野における主要事業の取組状況等についてお知らせします。

また、評価内容の詳細については安芸太田町公式サイトに掲載しています。



町公式サイト

安芸太田町施策評価の主なKPI※令和5年度進捗状況

※KPIとは業務の成果を計測・監視するために置く指標のことです。

政策分野	成果指標（K P I）	基準年 （令和1年）	実績値 （令和5年）	目標値 （令和6年）
定住・人口対策	人口の社会増減（人）	▲14	▲13	24
子育て・教育・次世代育成	加計高校の全校生徒数（人）	100	105	120
健康・医療・福祉	とごうち・加計拠点利用者数（人）	5,516	58,241	28,000
	町内医療機関医師数（人）	11	12	12
	要介護認定率（％）	23.4	23.6	25.0
社会基盤・防災・防犯	自主防災組織の組織率（％）	41.3	37.7	60.0
生活利便性・環境	公共交通の利用者数【町内】（人）	35,202	36,228	33,000
産業・観光・しごと	太田川産直市と来夢とごうち売上高（千円）	60,000	112,024	100,000
	認定農業者売上高（百万円）	145	185	185
	木材生産量（m ³ ）	23,409	11,992	25,000
	入込観光客数（千人）	577	625	600
	DMO組織が支援を行った新商品の売上高（千円）	35,000	12,000	50,000
コミュニティ	地域懇談会の参加人数（人）	129	242	240
	ふるさと納税寄附金額（千円）	61,671	187,202	250,000

令和5年度決算報告

◆ 一般会計

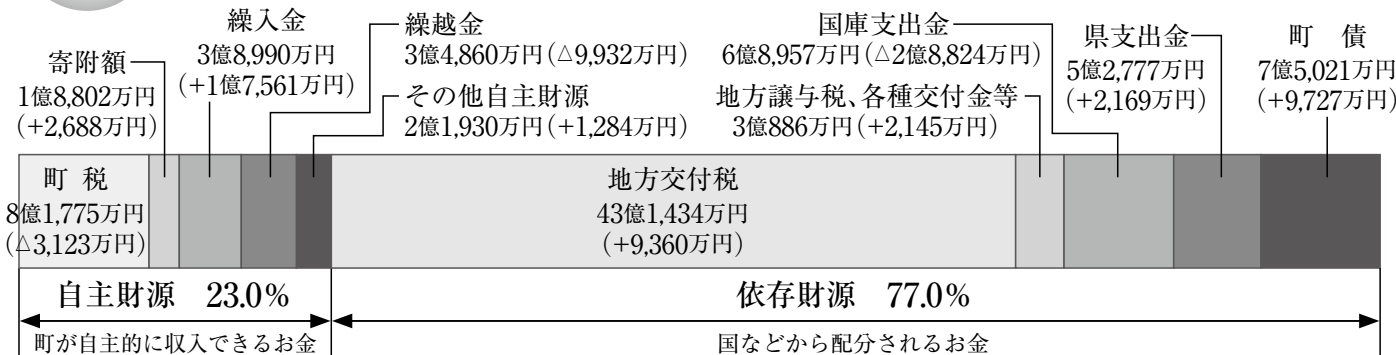
一般会計の歳入総額は、85億5430万円で前年度に比べ3054万円、0.4%の増、歳出総額は、83億3261万円で前年度に比べ、1億5744万円、1.9%の増となりました。

歳出の主な内訳として、旧JR滝山川橋梁撤去工事や校務支援システムなどの教育DX推進事業等の大型事業に併せ、地域通貨「もりか」を活用した「定額タクシー」の運行、道の駅再整備事業におけるPFI事業の推進、加計スマイルインターチェンジフル化に向けた測量・基本設計および安芸太田病院の入院棟の改修のほか、医療機器の更新など病院施設の環境整備を図りました。

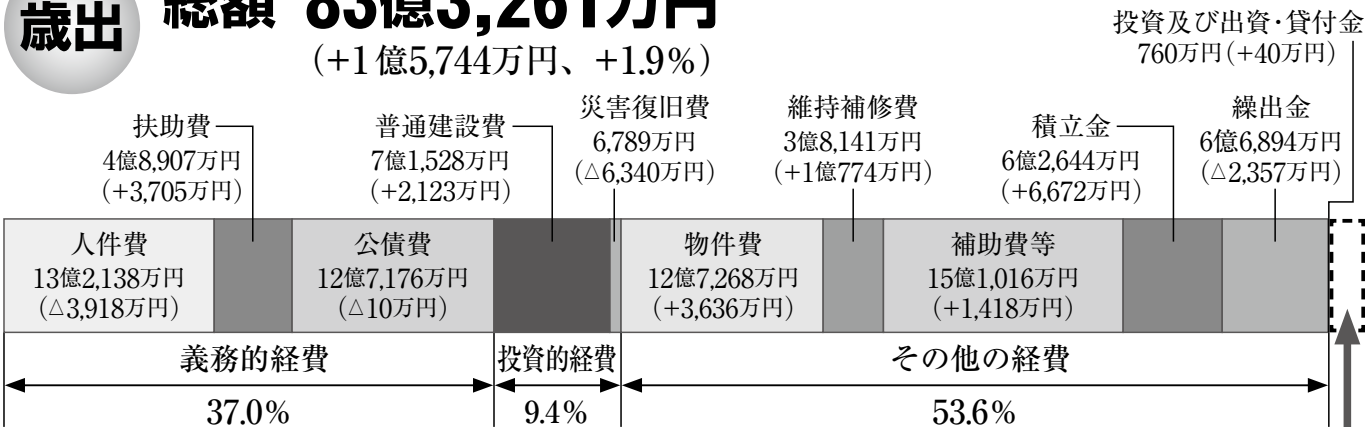
歳入については、新たなポータルサイトの追加や新規返礼品49点の追加等により、ふるさと納税の寄付額は企業版ふるさと納税と合わせ1億8700万円を超え、昨年に引き続き過去最高を更新しました。

※()内：対前年度増減
四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

歳入 総額 85億5,430万円
(+3,054万円、+0.4%)



歳出 総額 83億3,261万円
(+1億5,744万円、+1.9%)



歳入一歳出 2億2,169万円

2億2,169万円－6,071万円（翌年度へ繰り越す事業に必要な財源）＝1億6,098万円（実質収支）

【性質別経費 用語解説】	義務的経費 (自治体が任意で縮減できない経費)	人件費：職員給与や退職金、議員・委員報酬など 公債費：町債（借金）の償還（返済）経費 扶助費：社会保障制度上での生活困窮者、児童、老人、障がい者等を援助するための経費
	投資的経費 (自治体の資本形成となる経費)	普通建設事業費：道路橋梁・公共施設等の社会資本の建設改良費 災害復旧費：道路、河川等の自然災害からの原形復旧の事業費
	その他の経費	補助費等：団体や病院への補助金や負担金 物件費：消耗品・委託料・備品購入など 繰出金：特別会計への支出 維持補修費：道路橋梁・公共施設の維持管理費 積立金：基金への積立（貯金） 投資及び出資金・貸付金：各種団体等への出資金・貸付金

令和5年度一般会計の
実質収支内訳

区 分	一般会計決算額
歳 入 総 額	85億5,430万円
歳 出 総 額	83億3,261万円
歳入歳出差引額	2億2,169万円
翌年度に繰り越すべき財源	6,071万円
実 質 収 支	1億6,098万円
単 年 度 収 支	▲1億3,210万円
積 立 金 (財政調整基金)	1億4,842万円
繰 上 償 還 金	0円
積立金取崩し額	0円
実質単年度収支	1,632万円

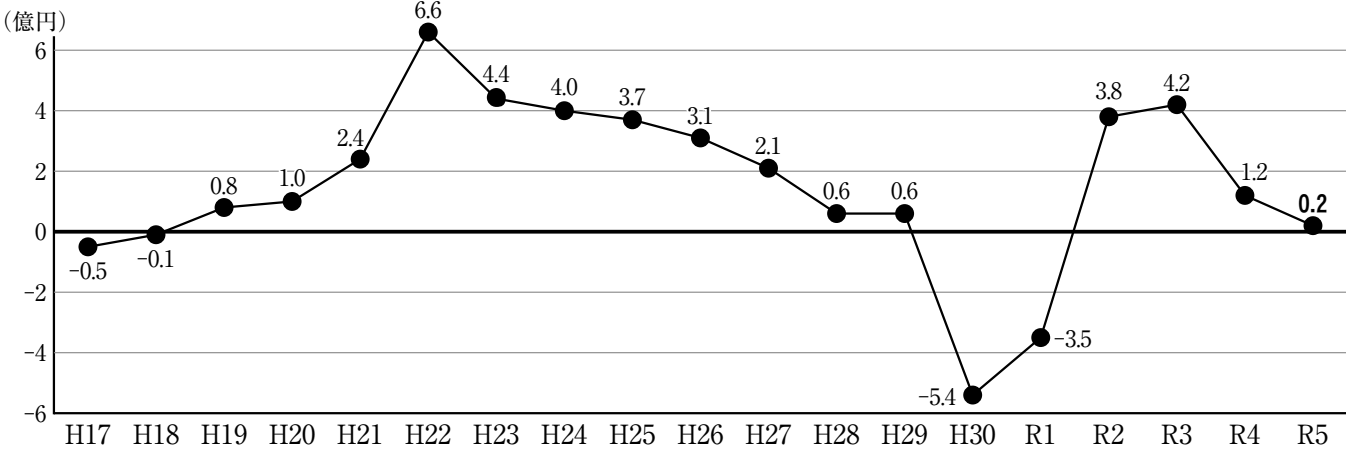
一般会計の借金の現在高は、98億3537万円となり、前年度より

◆町の貯金(基金)と借金
(町債)【一般会計】

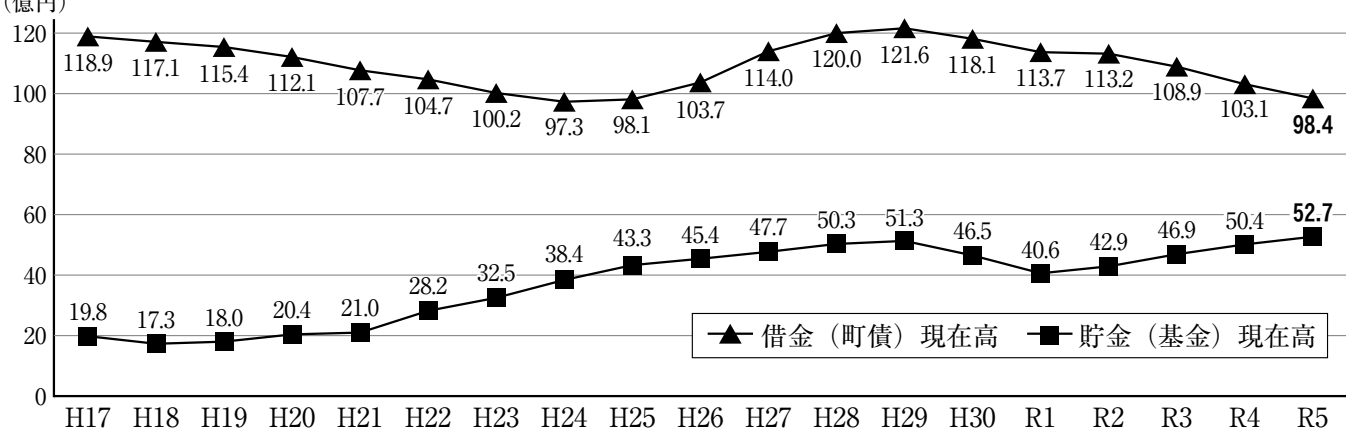
◆実質単年度収支
単年度収支(当該年度実質収支ー前年度実質収支)に、黒字要素となる基金(貯金)積立額等を加え、赤字要素である基金(貯金)引き出し額を引いたものが、実質単年度収支です。
令和5年度の実質単年度収支は、1632万円となり、4年連続で黒字となりました。

り4億7952万円の減少となりました。
減少した理由は、7億5021万円の借入に対し、12億2973万円の町債償還(借金返済)を行ったことによるものです。
一方で町の貯金(基金残高)は、全体で52億7254万円となり、前年度より2億3665万円増加しました。
これは主にふるさと納税の増加や事業コスト縮減化さらには前年度繰越金の活用により昨年度に続き財政調整基金の取崩しによる補填を伴わない決算収支になったことによるものです。

実質単年度収支



町の貯金(基金)と借金(町債)



令和5年度決算に基づく健全化判断比率

		安芸太田町	早期健全化基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	15.00%
	連結実質赤字比率	—	20.00%
	実質公債費比率	12.6% (12.1%)	25.0%
	将来負担比率	1.1% (9.5%)	350.0%
経常収支比率		97.9% (97.8%)	

※()は前年度数値
※赤字額がない場合は、「—」を記載。

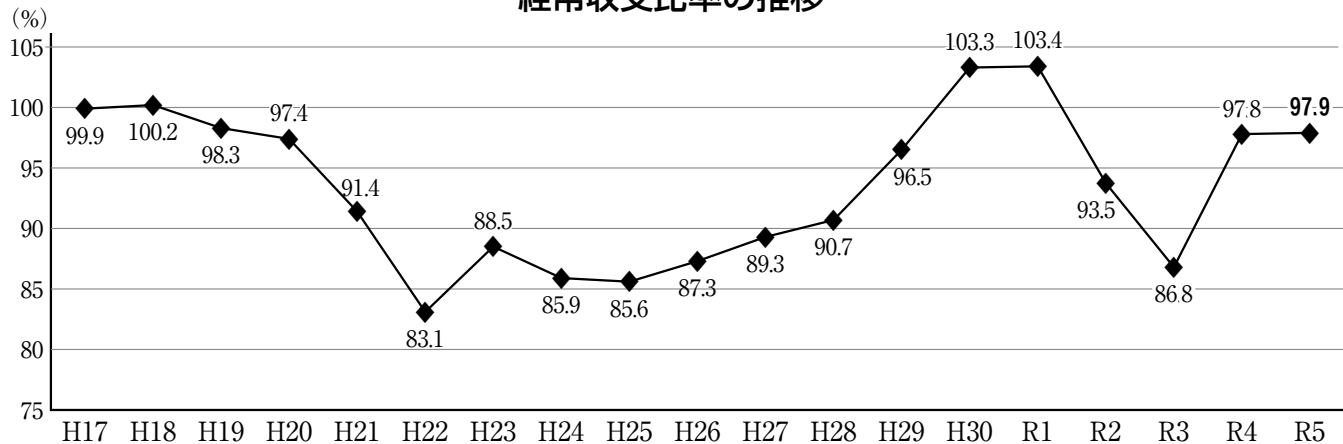
令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、表に示すとおり、早期健全化基準を下回り健全な財政数値となっています。

財政指標としては、将来負担比率は9・5%から1・1%と昨年度に続き改善しているものの、実質公債費比率は前年度から0・5ポイント悪化して12・6%、経常収支比率は97・8%から97・9%と横ばいとなっています。

今後数年間は公債費の高止まりも相まって、財源の余裕や財政構造の弾力性が薄い、厳しい財政運営が続くと予測されます。

◆財政健全化判断比率

経常収支比率の推移



令和5年度特別会計の決算状況

会計名		歳入	歳出
国民健康保険事業特別会計		8億 916万円 (8億5,490万円)	8億 491万円 (8億4,559万円)
後期高齢者医療事業特別会計		1億6,645万円 (1億6,037万円)	1億5,946万円 (1億5,424万円)
介護保険事業特別会計		13億4,793万円 (13億7,355万円)	13億2,071万円 (13億2,566万円)
介護サービス事業特別会計		1,473万円 (1,500万円)	1,473万円 (1,500万円)
簡易水道事業特別会計		2億4,214万円 (2億1,125万円)	1億5,316万円 (1億8,915万円)
農業集落排水事業特別会計		1億4,089万円 (1億3,498万円)	1億 890万円 (1億3,346万円)
特定環境保全公共下水道事業特別会計		3億 281万円 (2億9,371万円)	2億4,628万円 (2億9,169万円)
筒賀財産区特別会計		284万円 (3,037万円)	284万円 (2,874万円)
内黒山財産区特別会計		845万円 (363万円)	845万円 (363万円)
病院事業会計	収益的収支	20億1,296万円 (19億9,576万円)	20億2,998万円 (20億39万円)
	資本的収支	1億1,584万円 (1億3,458万円)	1億9,920万円 (2億3,042万円)

※()は前年度金額

本町は、依然として高齢化の進展等により社会保障関係費の増加や公債費の高止まり、本格化する

◆財政状況

引き続き、中期財政運営方針の下、限られた財源の中でも本町の活性化につながる将来を見据えた取り組みは、しっかりと行いながら、持続可能な町財政の実現を目指します。

保険料等の特定の収入があり、一般会計とは切り離して収入・支出を整理する特定の目的のための会計です。

◆特別会計

道の駅周辺再整備事業等の大型事業への投資もある中、人口減少に伴い税収や地方交付税の減少等が見込まれ、財政調整基金に頼らざるを得ない財政運営が予測されます。

◆令和4年度 統一的な基準による財務書類

一般会計等の分析結果

①資産形成度

「住民一人当たり資産額」

この指標は、町が保有する資産額を住民人口で除して、一人当たりの金額を算出したもので、本町においては、令和4年度時点ですべて833万円となっており、令和3年度と比較すると9万円減少しています。これは、減価償却による資産額の減少が影響しています。

類似団体との比較では、本町は約2・5倍の資産を所有しており、それだけ施設維持費等のコストも多くかかっていることに留意する必要があります。

②世代間公平性

「純資産比率」

この指標は、町が保有する資産のうち、過去から現世代で蓄積している資産の割合を示すもので、本町においては、令和4年度時点で76・3%となっており、令和3年度と比較すると0・2ポイント増加しています。

類似団体との比較では、やや高

くなっていますが、資産の減価償却が進むと純資産比率が低下する傾向にあるため老朽化対策に取り組みながら、適正な資産管理に努めて行くことが重要となっています。

③持続可能性

「住民一人当たり負債額」

この指標は、町が保有する負債額を住民人口で除して、一人当たりの金額を算出したもので、本町においては、令和4年度時点で197万円となっており、令和3年度と比較すると4万円減少しています。

類似団体との比較では、本町は約2・1倍の負債額を抱えており、

それだけ将来における負担が高くなっており、資産と負債のバランスを検討していくことが今後の課題となっています。

④効率性

「住民一人当たり行政コスト」

この指標は、町の行政コストを住民人口で除して、一人当たりの金額を算出したもので、本町においては、令和4年度時点で144万円となっており、令和3年度と比較すると9万円増加しています。

類似団体との比較では、本町は約2・0倍の行政コストとなっていますが、これは他団体に比べて資産を多く抱えていることから生じるコスト（減価償却費）も含ま

れており、資産規模を抑えながら更なる行政コストの削減に努めていきます。

⑤自律性

「受益者負担比率」

この指標は、町の経常費用のうち、使用料や手数料など行政サービスの受益者が直接的に負担するコストの割合を示すもので、本町においては、令和4年度時点で2・1%となっており、令和3年度と比較すると0・6ポイント低い数値となっています。

類似団体との比較では、3・2ポイント低くなっており、受益者負担のあり方について検討していく必要があります。

①資産形成度

住民一人当たり資産額		
安芸太田町		類似団体平均
令和4年度	令和3年度	令和3年度
833万円	842万円	337万円

②世代間公平性

純資産比率		
安芸太田町		類似団体平均
令和4年度	令和3年度	令和3年度
76.3%	76.1%	72.5%

③持続可能性

住民一人当たり負債額		
安芸太田町		類似団体平均
令和4年度	令和3年度	令和3年度
197万円	201万円	93万円

④効率性

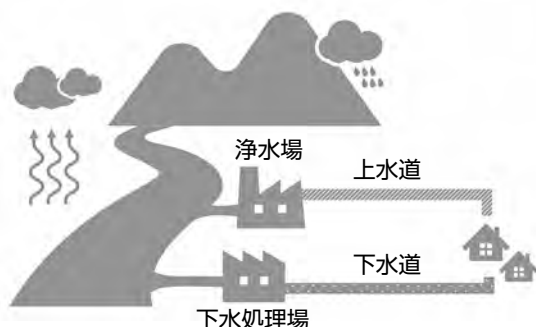
住民一人当たり行政コスト		
安芸太田町		類似団体平均
令和4年度	令和3年度	令和3年度
144万円	135万円	71万円

⑤自律性

受益者負担比率		
安芸太田町		類似団体平均
令和4年度	令和3年度	令和3年度
2.1%	2.7%	5.3%

●「水」のおはなし（第5回）～上下水道の仕組みと役割～

今月は、～上下水道の仕組みと役割～です。



水道水がご家庭の蛇口に届くまでどのような過程を経ているのか、そして使った後はどうなるのか、皆さんご存じでしょうか。



水が届くまでには、大きく3つのステップに分けられます。

- ①最初に、河川や地下水から水を集めます。
- ②次に、浄水場で水をきれいにします。
- ③そして、水道管を使って水を届けます。

さて、河川や地下水から集めた水を飲める水にするために、浄水場ではどのようなことが行われているのでしょうか。浄水場では、砂や固形物を物理的に除去する処理とあわせて滅菌処理が行われており、また、きれいな水を保つために、浄化設備などの点検や清掃、水質検査などを定期的に行っています。

それでは、使った水（生活排水）はどうなるのでしょうか。

皆さんが使った水は、下水道管を通り、下水処理場できれいな水にして川（自然）に返しています。（※合併浄化槽設置の場合は、浄化槽で排水を処理しています。）

下水処理場では、微生物による処理など、複雑な工程で排水処理を行いますが、下水道管へ油を流したりすると管が詰まったり、処理場でうまく処理ができなくなります。家庭から出る生活排水が河川等を汚す一番の原因とも言われており、皆さんのちょっとした工夫が水質汚濁防止や下水道管の詰まり防止に繋がります。

水源を有している安芸太田町での水への取組や意識が、健全な水を循環することに繋がりますので、皆さんのご協力をお願いします。

水質保全のために

～生活排水対策と水洗化へのお願い～

●家庭でできる生活排水対策について

- 台所では、食器や鍋の汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラなどでかきとったりしてから洗いましょう。
- 油の処理は古新聞などにしみこませて、燃えるごみとして捨てましょう。
- 食器を洗うときの洗剤は適量を使いましょう。
- 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように、水切り袋などを使いましょう。

●水洗化（下水道接続・合併浄化槽設置）へのお願い

町では、生活環境の改善・河川などの水質保全を図ることを目的とし、町下水道への接続（集合処理区）や合併浄化槽の設置（集合処理区外）など、水洗化の普及促進に努めています。

安芸太田町議会議員一般選挙の 選挙期日などを決定しました



9月2日に開催した安芸太田町選挙管理委員会において、任期満了（令和7年4月10日）に伴う安芸太田町議会議員一般選挙の執行期日などを次のとおり決定しました。

選挙の日程

選挙執行予定期日	令和7年3月30日(日)
選挙期日告示予定日	令和7年3月25日(火)

投票区の統合

次に行う選挙から「浄善投票区」を「加計中央投票区」へ統合することを決定しました。

●問い合わせ先／安芸太田町選挙管理委員会 ☎28-2111

災害に対する

「日頃からの備え」

（避難編）

広報4月号では、「災害に対する『日頃からの備え』について」と題して、食料や飲料水などの非常持ち出しについておすめをお知らせしたところです。

今月は「日頃からの備え」でも「避難所に安全に避難するには？」を考えましよう。避難が必要な時には、「高齢者等避難」などのお知らせをしますが、自宅から避難所までにはどんなリスクがあるかをあらかじめ確認しておくことが必要とされています。

毎年お配りするハザードマップをもう一度見返して、最寄りの避難所の場所、どのルートを通っていくのが安全か、どのタイミングで避難するかなどを家庭で話し合っておくことも「日頃の備え」です。

役場では「地域防災タイムライン」の作成をお手伝いしています。

作成を検討されるときには、危機管理室にご連絡ください。

●問い合わせ先

総務課 危機管理室 ☎28-2111



人事異動

◆採用【9月1日付】



健康福祉課
主 任

おのめぐみ
小野 恵



建設課
主 事

おおしたしょうご
大下 昇悟



住民課
主 事

ありまなおき
有馬 尚希



もりカーの運行状況

「もりカー」の運行状況をお知らせします。

◎8月の運行状況は、次のとおりでした。

- ・運行回数…1952回
- ・利用人数…2231人
- ・あいのり率…13%

◎運行状況推移 ※参照1

令和6年度に入ってからあいのり率は、令和5年以前の「あいのり率平均」を下回っています。

◎あいのりの現状

あいのり率目標
20%



令和6年度平均
13.2%

目標に届いていない

◎利用者みなさんへお願い

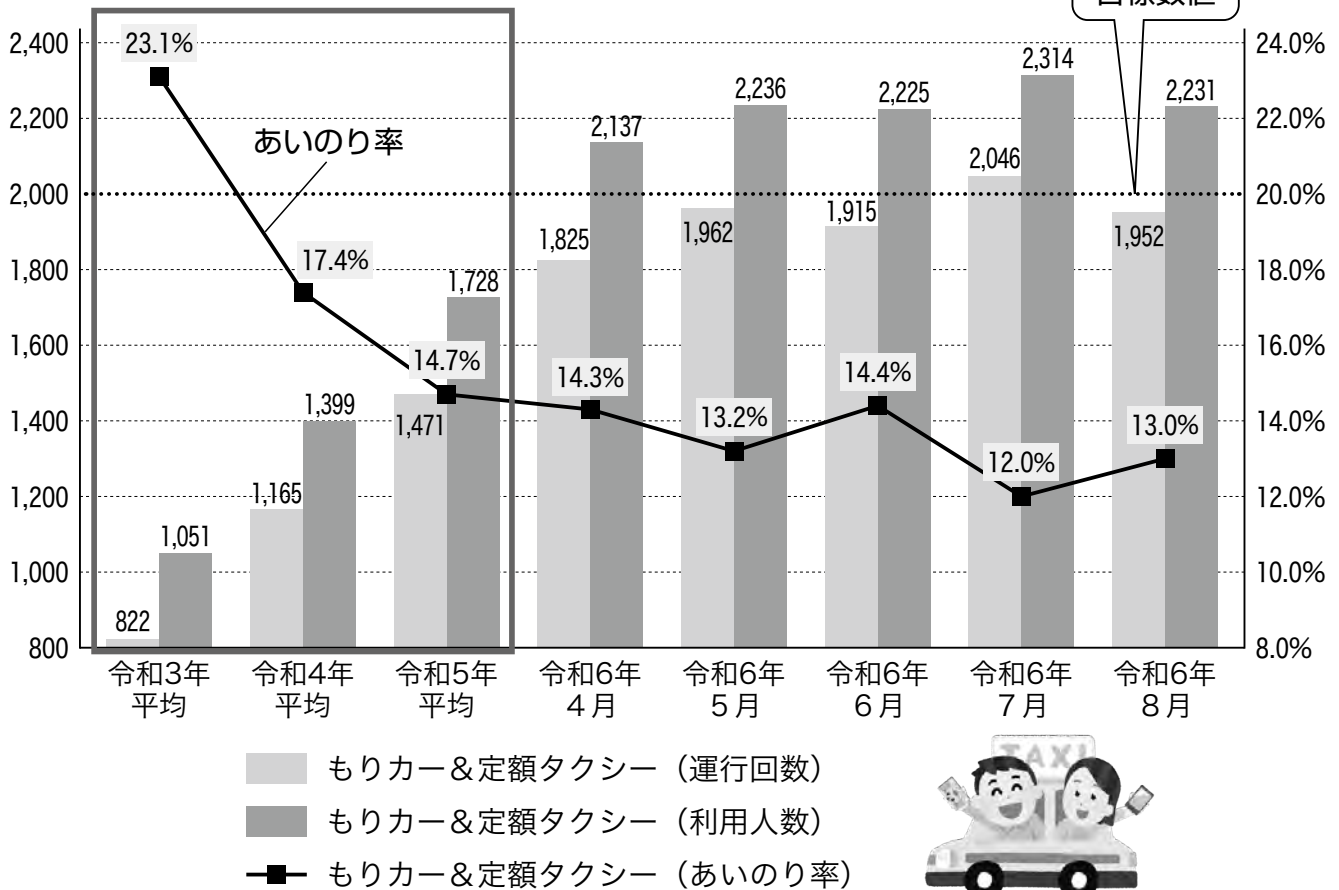
①利用30分前の予約

②声を掛け合っているあいのり2点のご協力を願います。

(参照1)

「もりカー」「定額タクシー」稼働状況

あいのり
目標数値



※先月、8月号に掲載しました、町内バス寺領線（冬季ダイヤ12月中旬～3月中旬）加計方面の時刻を訂正します。

寺領線 時刻表（冬季ダイヤ12月中旬～3月中旬）

加計 方面	役 場	寺 領	光本橋	杉ノ泊	穴袋下	温 井	川・森	滝山口	加計中央	ショッピング
	7:22	7:34	7:38	7:42	7:44	7:58	8:04	8:06	8:08	8:10
	役 場	中土居	戸河内IC	病院玄関前	木 坂	山 崎	加計中央	ショッピング		
	15:52	15:55	16:00	16:05	16:09	16:11	16:13	16:15		



役場窓口で、「もりか」支払い ができるようになりました！

10月から、もりかで窓口手数料の支払いができるようになりました。
もりかでの支払いを希望される場合は、支払い窓口でお申し出ください。

もりかで支払いできるもの

- ・戸籍に関する証明書
(戸籍謄(抄)本など)
- ・住民基本台帳に関する証明書
(住民票の写し、戸籍の附票の写しなど)
- ・印鑑登録証明書
- ・町税に関する証明書
(所得証明書、課税証明書、納税証明書、名寄帳の写しなど)
- ・公簿・公図等の写し・閲覧
- ・コピー代
- ・その他の証明(担当課まで問い合わせてください)

もりかで支払いできないもの

- ・マイナンバーカード・電子証明書の再発行手数料
- ・もりかカードの再発行手数料
- ・町指定ごみ袋の購入
- ・各種税(料)金
(町県民税、国民健康保険税、

もりかで支払いできる窓口

後期高齢者医療保険料、保育所利用料、住宅使用料など)

- ・本庁会計課
 - ・加計支所
 - ・筒賀支所
 - ・安野出張所(令和7年1月15日までは安野郵便局)
- ※役場窓口では、もりかへのチャージをすることができませんので、現金チャージ機またはチャージ可能な加盟店で事前にチャージをお願いします。(本庁には現金チャージ機があります)

注意事項

- ・もりかで支払った場合は領収証を発行することができません
- ・支払い金額の一部をもりかで支払うことはできません
- ・一回での支払い可能額は30万円までです

●もりかアプリ登録のお手伝いをします。

町では、スマートフォンで使えるもりかアプリ登録のお手伝いを行っています。

もりかカードではできない残高や利用履歴を手元で確認することや、役場からのお知らせなどの通知を受け取ることなどができます。

登録のお手伝いが必要な人は、登録に必要なものをお持ちの上、役場本庁の企画課までお越しください。

※担当者が不在のこともありますので、お越しの際はあらかじめご連絡いただくとスムーズにご案内できます。

〈登録に必要なもの〉

- ・スマートフォン
- ・もりかカード
- ・受信可能なメールアドレス
- ・アプリのダウンロードに必要なアカウント情報(ID、パスワード)



●もみじウォークで、もりかアプリ登録のお手伝いをします。

10月13日(日)に開催されるもみじウォークの受付場所で、もりかアプリ登録のお手伝いをします。

ご希望の人は、上記〈登録に必要なもの〉を持参ください。

●もりかアプリ登録の手順書と動画を公開しています。

もりかアプリ登録の手順書と動画を町公式サイトに公開していますので、ご利用ください。



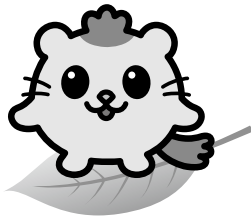
●問い合わせ先
企画課 DX推進係

☎200-1697

令和6年度 全国学力・学習状況調査

	小学校		中学校	
	国語	算数	国語	数学
安芸太田町	67	60	63	55
広島県	69	64	58	52
全国	67.7	63.4	58.1	52.5

各学校では、調査結果を受け、児童生徒の実態把握に基づいた取り組みを引き続き行います。各校の取組については、各学校のホームページなどをご覧ください。



全国学力・学習状況調査 児童生徒の学力・意識等の状況

4月18日、全国学力・学習状況調査が行われ、調査結果が7月末に公表されました。

この調査は、全国すべての小学校6年生、中学3年生が対象となります。

○小学校の学力は、国語・算数とも県平均には達していませんが、全国平均と同程度でした。

○中学校の学力は、国語・数学とも県や全国平均を上回っていました。

中学校国語「話すこと・聞くこと」は、大変良好な結果といえます。

また、小学校国語「読むこと」、小学校算数「図形」、中学校国語「書くこと」、中学校数学「数と計算」「関数」は良好な結果といえます。

一方、小学校国語「話すこと・聞くこと」「書くこと」、小学校算数「変化と関係」「データの活用」においては課題が見られました。

その中でも、正答率の低かった問題を一問ご紹介します。

問

たけるさんは、3分間で180m歩きました。同じ速さで歩き続けると、1800mを歩くのに何分間かかりますか。

この問題の正答率は51.7%で、県の平均正答率と比較するとマイナス17.5ポイントでした。子どもたちはどのような間違いをしたのでしょうか。

「速さ」という言葉があるので、「道のり÷時間＝速さ」という公式が使えそうです。この問題には、「3分間」「180m」「1800m」という数値があるので、これらの数から式を立て、答えを出していくのだろうという予想もできます。

正答は、「30分間」です。

まず、 $180 \div 3 = 60$ で分速を求め、「道のり÷速さ＝時間」という公式に当てはめて $1800 \div 60 = 30$ よって、「30分間」になるといえます。誤答としては、「10分間」「60分間」というものが多く見られました。

しかし、この問題は「速さ」で学習する公式を使わずとも答えを求めることができます。

1800mは、180mの10倍です。時間も同じように10倍になるので、 $3 \times 10 = 30$ 「30分間」このように考えることもできます。この解き方は、「比例」の考え方を活かしています。

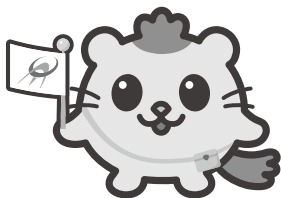
一見「速さ」の問題に見えるこの問題も文章に書かれた場面を適切に想像することができれば「比例」の考え方も解くこともできるのです。調査終了後に改めて問題を解き直し、どのように考えたか振り返る授業をした学校もあります（写真）。



子どもたちは、解き方を見つめ直すとともに、どんな力が必要なのかということも考えていました。

この問題に限らず、「問題場面を適切に把握する力」「関係付ける力」「目的や意図に応じて判断、表現する力」には課題があります。

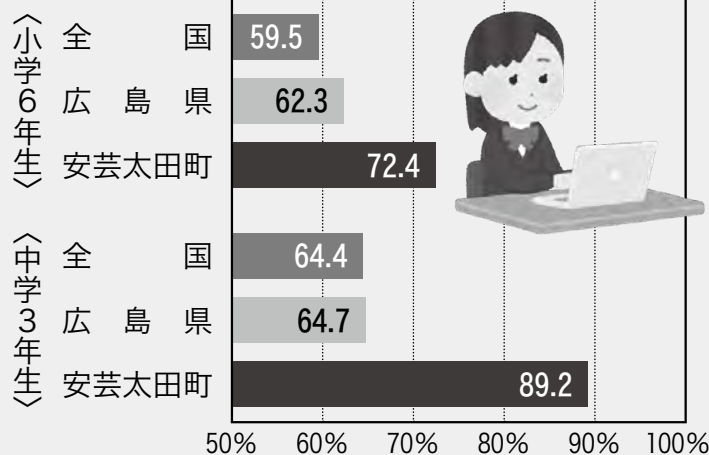
今後身に付けてほしい力を学校、保護者、地域で共有するとともに、今身に付いている力を存分に発揮させながら課題が克服できるように、授業改善にあたっていきます。



この調査では児童生徒の意識調査も行われます。今回のデータで特徴的なものを紹介します。

●Well-being (幸福感) は、これまでに引き続き、県や全国平均を上回っていました。

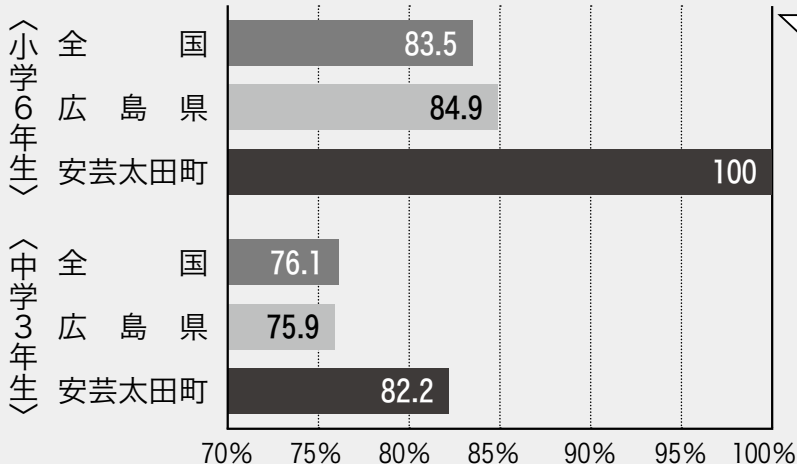
5年生まで（1・2年生のとき）に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか (ほぼ毎日・週3回以上と答えた子どもの割合)



本町では、電子黒板等を平成30年に各学級に設置し、一人一台端末を令和2年から貸与しております。

また、学習支援ソフトを導入し、個別の進度に合わせた学習やクラス全体で協調・対話しながら行う学習を充実させてきました。こうした中で、子どもたちがICT機器にふれる機会を多く設けることができていると考えられます。

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか (当てはまる・どちらかといえば当てはまると答えた子どもの割合)

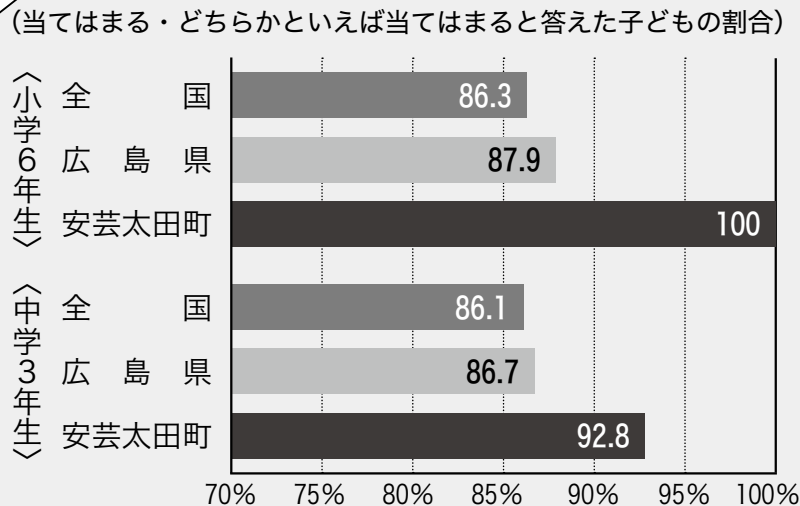


この項目に加えて「将来の夢や目標は持っていますか」に対する肯定的回答の割合も高かったです。

多くの人との関わりやさまざまな経験・体験の中で、自分の好きなことや得意なことを認識し、自己肯定感・自己存在感・郷土愛を高めながら本町で過ごすことができていることが理由だと考えられます。

また、本町では、全ての学校でコミュニティ・スクールを導入しており、「地域とともにある学校」を目指して学校運営にあたっていることも理由の一つであると考えられます。

学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか (当てはまる・どちらかといえば当てはまると答えた子どもの割合)



本町では平成22年度から、協調学習に取り組み、対話しながら協力的に深く学ぶための授業づくりを進めてきました。

この取組を行う中で、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることのよさを感じていることが伺えます。

教育委員会・学校は、調査の結果をもとに、これまでの取組を振り返り、今後も家庭・地域と連携して、子どもが自ら学び・育つことを支援し、指導していきます。

キャリアスタートウィーク



安芸太田中学校



加計中学校



町内の中学2年生が、9月3日～5日に町内の各事業所で職場体験をさせていただきました。

はじめはドキドキしていたようですが、時間とともに職場の雰囲気や作業にも慣れ、さまざまな経験を通して、働くことの大変さや喜びを感じることができました。

また、自分の長所を再認識したり、進路や将来について考えたりする3日間になりました。

ご支援していただいた事業所の皆さん、ありがとうございました。

ライフジャケットを 寄贈していただきました

福山市やその近圏で「防災をもっと身近に」をテーマに、子ども向けの防災教育を提供している市民団体【ボウサイズ】から、子ども用ライフジャケットを本町に5枚寄贈していただきました。加計小学校では、プールで着衣泳をした後に、「ライフジャケット」を着けて泳いでみました。「体操服では体が重く感じたけれど、ライフジャケットを着ると体が軽く感じました」という児童の声がありました。

近年、水難事故のニュースが増えています。水遊びをする際は、命を守る道具として「ライフジャケット」を利用することができると思います。（レンタルなどもあるそうです）



左から、加計小学校6年 岡田陽愛さん、
小田剛志さん、ボウサイズ 大原 知さん

第16回あきおおたゲームハイキング

8月20日、青少年育成安芸太田町民会議主催の「第16回あきおおたゲームハイキング」が開催され、町内の小中学校の児童生徒および保護者42人が参加しました。

例年3月に開催していた行事ですが、今年は夏休みに開催し、午前には上殿地域の史跡を安芸太田町郷土史研究会の皆さんに説明をしてもらいながらハイキングをしました。

また、午後からは上殿コミュニティセンターでゲームを行い、参加者同士での交流を深めました。

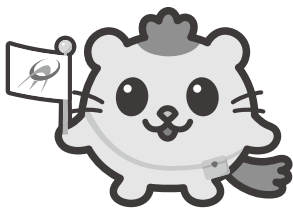


2024国民スポーツ大会・佐賀大会 「新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。」

ライフル射撃競技（9月27日～30日）では、加計高校射撃部から新井悠斗さん（3年）と、一柳ハンナさん（3年）が出場されました。また、フェンシング競技（10月7日～10日）では、修道出身の清胤慶英さんが、昨年に引き続き通算7回目の出場となります。



「国民体育大会」が今回から「国民スポーツ大会」に名称が変わりました。



神楽出前授業

9月12日に戸河内小学校4年生の総合的な学習の時間で、町神楽協議会戸河内支部による神楽の授業を実施しました。

今回は学校への出前授業ではなく、戸河内一宮大歳神社で授業を行いました。まず、神社への参拝方法や、神楽と神社の関係性について講話があり、子どもたちは本殿に奉納された絵馬からも神社と神楽の繋がりを発見していました。

次に、神楽の面などを保管している蔵を見学し、神楽殿で神楽衣装や面の試着を行いました。子どもたちは、本物の衣装や面を前に目を輝かせ、我先にと衣装に袖を通し、実際に面をつけた時の視界や衣装の重さから、舞い手の大変さを実感していました。また、子どもたちからは、神楽を始めたきっかけや神楽を演じる上で難しいことなどさまざまな質問がありました。

授業の最後に子どもたちから「神楽を舞ってみたい」という声が上がったため、11月の学習発表会に向けて練習を開始する予定です。

町神楽協議会では、今後も子どもたちの学びに寄り添い、町の財産である神楽の伝承に取り組んでいきます。

●問い合わせ先／安芸太田町神楽協議会事務局

☎28-1961



一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり

令和6年度 人権啓発キャッチコピー

「誰か」のことじゃない。



●問い合わせ先

本庁住民課 ☎28-2116

加計支所 ☎22-1111

筒賀支所 ☎32-2121

知っていますか？登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本などの重要な個人情報第三者に交付されたとき、事前に登録した本人にその事実を通知する制度です。

住民票の写し等の交付の可否を登録者へ確認したり、交付が来ないようになりする制度ではありません。

この制度が必要な理由は次のとおりです。

①不正請求の早期発見

通知を受けることで、本人は不正な請求が行われたことを早期に知ることができ、迅速に対応することが出来ます。

②個人情報の保護

個人情報不正に利用されることを防ぎ、個人の権利が守られます。個人情報の漏洩リスクが減少します。

③抑止効果

不正請求が発覚する可能性が高まるため、不正行為を行おうとする者に対する抑止効果があります。

本人通知制度は、個人情報の保護と不正行為の防止に大きく寄与しています。



◎登録の方法

登録申請書に必要な事項を記入し、役場本庁住民課・各支所の住民生活課に提出することで登録できます。

町外在住の人や疾病などにより直接窓口へ申請が出来ない人は、郵送により申請が可能です。申請書に必要な事項をご記入いただき、本人確認書類の写しを同封してください。

申請書やその他詳細な手続き方法については、町公式サイトをご覧ください。



環境学習会を開催します！

◆とき／11月7日(木) 14時～15時30分

◆ところ／川・森・文化・交流センター
1階 やまびこホール

◆講師／青山 範子さん
あおやま のりこ

◆演題／「私たちの暮らしと食品ロス」
～お得な削減テクニック～

青山さんは、市民や事業者が行う環境保全活動に対し助言を行う「環境カウンセラー」として活躍されており、広島県地球温暖化防止活動推進員、広島県環境保全アドバイザーなどにも就任されています。

「食品ロス」とは、食用に供されるべき食品が廃棄されることを指し、令和4年度の日本の年間食品廃棄量は、472万トンにおよびます。

せっかく買った食品を最後まで使い切ることができず、捨ててしまった経験はありませんか？

この機会に、無駄なく食品を使い切る術を学びましょう！
皆さん、お誘い合わせのうえ、ご参加ください。



●問い合わせ先／住民課

☎28-2116



10月1日は「浄化槽の日」

「浄化槽の日」にちなみ、広島県と県内の市町では10月を「浄化槽月間」と定めています。

浄化槽は、微生物の働きによって、トイレや台所から出る生活排水をきれいな水にして川や海に流すための設備です。浄化槽が水をきれいにするためには、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切です。この役割を担う【保守点検】【清掃】【法定検査】の3つの維持管理を正しく行い、みんなできれいな水環境を守りましょう。

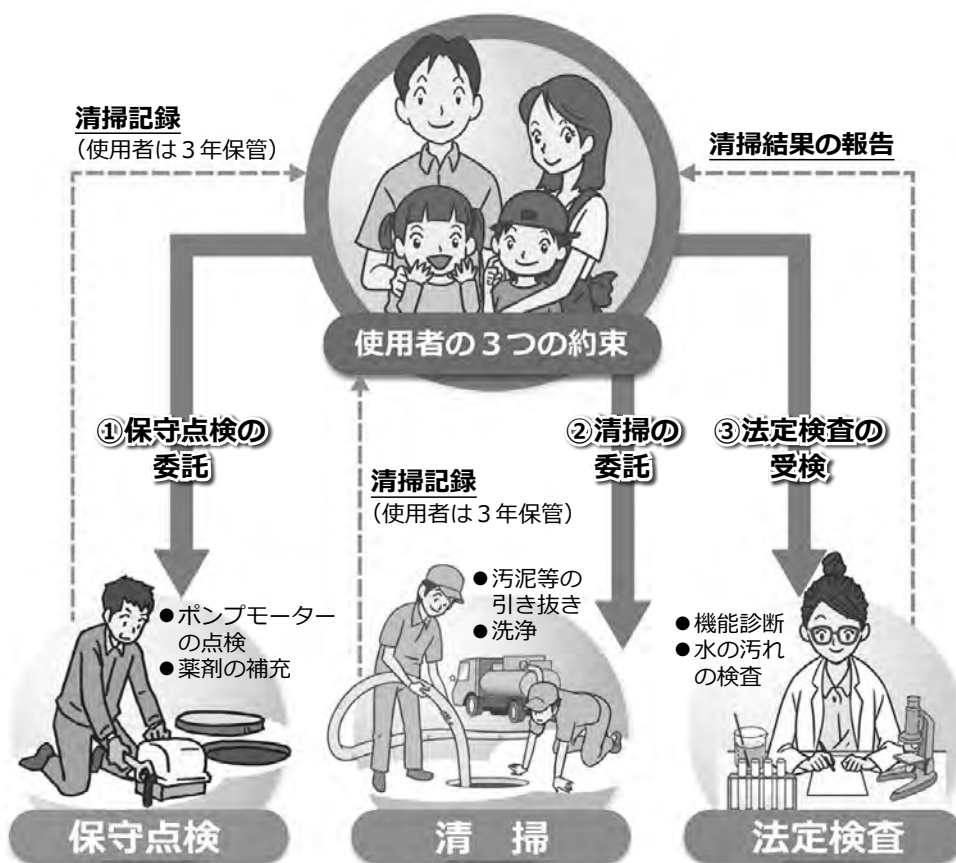
(3つの維持管理は浄化槽法で浄化槽管理者に義務づけられています。)

●使用上の注意



●3つの維持管理

浄化槽はきちんと使ってきれいな水に



●法定検査

浄化槽の処理機能が十分に発揮されているか、保守点検や清掃を基準どおりに行っているか、浄化槽の使用上の注意を守っているか、放流水が基準を満たしているかについて、県の指定した第三者機関※が公正中立に検査します。

※公益社団法人 広島県環境保全センター

公益社団法人 広島県浄化槽協会

※広島県では10人槽以下の11条検査について2方式の検査（ガイドライン検査・効率化検査）を5年周期でローテーションする検査体制を採用

●問い合わせ先／住民課 ☎28-2116

みんなの国民年金

住 民 課

年金手帳

ご存じですか？ 国民年金の任意加入制度・付加保険料制度

●任意加入制度について

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。

（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）

ただし、申出のあった月からの加入となり、遡って加入することはできません。（60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。）



〈任意加入する条件〉

次の①～④のすべての条件を満たす人が任意加入することができます。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人

※日本国籍を有しない人で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養などを目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」で滞在する人を除く。

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の人

④厚生年金保険、共済組合等に参加していない人

上記の人に加え、次の人も加入できます。

- 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人
- 外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人



〈加入手続きの留意点〉

任意加入については、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人」を除き、保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。

〈手続きに必要な持ちもの〉

基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類、預（貯）金通帳および金融機関への届出印が必要です。

●付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

任意加入および付加保険料のお手続きをご希望の人は、年金事務所または役場へお申し出ください。

問い合わせ先

- 広島西年金事務所 ☎082-535-1505 広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階
- 本庁住民課 ☎28-2116 ●加計支所 ☎22-1111 ●筒賀支所 ☎32-2121

地域おこし協力隊 隊員だより 119



「地域おこし協力隊」は、総務省の事業で都市部など地域外の人材を過疎地域の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持と強化を図る取り組みです。



活動中の地域おこし協力隊員のお便りです。
(今月2名)

岩本 真名弥 隊員(3年目)

安芸太田町を活動地として選んだのは、「自伐型林業」がしたいと考え調べた時、最初に出てきた町で、南の方の温かい気候で過ごしたいと思ったからです。実際に来ると、雪がすく降るので驚きました。

私は「(一社)安芸太田の輪」に所属し、林業を学んでいます。所属先は地域との繋がりを大切にする組織なので、地域の人の「ありがとう」がやりがいになっています。今は町内の山で、間伐のため下に伸びている草を刈る「下刈り」をしています。まだまだ一人前とはなりません、同じ現場にいる先輩から学び、早く一人前になれるよう頑張っています！

安芸太田町はとても良い町です。近所さんから、「あなたの家の電気がついているだけで、とても嬉しい。」と声をかけて貰ったことが嬉しくて、ずっと心に残っています。

任期後も町内に残り、林業と関わりながら生活できるように準備しているところです。「理想の山を作ること」が私の目標で、美しく、人が見て感動するような山を作り上げるため、これからも頑張ります!!



古川 拓哉 隊員(2年目)

この町で協力隊として活動することを決めたのは、祖母の実家が寺領にあり、衰退していく町の特産品「祇園坊柿」を盛り上げたいと思ったからです。

主な活動内容は、「地域商社あきおおた」に所属し、産直市の仕入れや物流管理、道の駅では、店頭接客や商品出し、イベントの準備や情報の更新、祇園坊柿を使用した商品開発などを行っています。

(今年度は祇園坊柿ビールを開発)

地域の農家さんやお客さんとの交流を通してさまざまな出会いがあるとともに、多くの情報が集まるので学びを深めることができます。

協力隊の活動以外では、「農事組合法人あきおおた元氣村」で総務部長として活動しています。柿園管理のノウハウはまだありませんが、書類作成や給料計算などできることを少しずつやっています。

私にとって柿は、一番身近な果物です。その祇園坊柿が今、後継者不足により消えかかっています。後継者不足は祇園坊柿だけでなく、町全体の問題だと思います。そんな状況を何とか打破し、「祇園坊柿の未来をつなぎたい」それが私の目標です。



住んで みつける たからもの

●問い合わせ先●
企画課 ☎28-2112

令和5年に家族5人で加計香草に移住された田中^{たなか}絵理^{えり}さんにお話を伺いました。



Q 移住したきっかけは何ですか？

カフェを開くのが夢で「古民家」を探していたところ、ここが一目でビビッときて「即決」しました（笑）。家から見える「遅^{おそ}越^{こえ}」の景色がかわいく、自然環境が良いことも決め手になりました。

また、私は「お茶作り」が趣味で、昔はお茶の産地で、香（かおる）草（くさ）で「香草^{かぐさ}」が素敵すぎ！ご縁を感じて決めました。

Q お店のコンセプトは？

自然素材（原材料）にこだわりの焼き菓子や自家製パン、お弁当、ケーキ（予約）、かき氷など販売しています。目標は「カフェ」なので、今もリフォーム進行中です。

お店の名前は、「お茶」の縁や、「香草」の地域、なおかつ私たちの存在が少しでも「プラス」になればと「KAGUSA+」（カグサプラス）に決めました！

Q 移住後の生活はどうですか？

空気が全然違います！
蛍のスポット（鬼後）では、想像を超えた光の数で大感動しました。

団地住まいで生活音に気を使いながらでしたが、子どもたちは好き放題全開ではしゃぎまくり、叫びまくり、気兼ねなくのびのび遊んでいます（笑）。



Q ご主人の生活はどうですか？

「ママシ」が出没します。が、主人は元々都会暮らしですよ？と思うほど、難なくママシを捕まえます！

たくさん捕まえるので、活用方法を調べると「焼いて食べると滋養強壮に良い」とあり、さっそく焼いていた姿には、さすが開いた口が：でした。そして、食べました（笑）。

私は食べませんよ！主人はバリバリむしゃむしゃ（ゾッ）
これから主人が職人の経験を活かし、「御用聞き」の仕事を始めます。器用さはピカイチで、自家製サイクル置き場も製作しました。

Q 香草の皆さんとの関わりは？

ほんとにかわいがってもらっています。野菜をいただいたり、お弁当の注文をたくさんいただいたりと、店の活性化にも協力いただいています。

お店の外回りや畑作業をするための整備など、小さな子が3人でなかなか進まなかったところ「やってあげるよ」とご好意に甘えることに。
地域の皆さんには本当に感謝しています！！

Q 今後の目標を教えてください！

早く改修中の「カフェ」をオープンさせたいです！お弁当配達も行いながら、来春には主人が自然農法の野菜作りにチャレンジ！その野菜で「自然派ランチ」を始めたいですね。

忙しい一家ですが今後とも「かぐさプラス」共々よろしく願います。





高齢者の新型コロナウイルスとインフルエンザ予防接種の費用を助成します

町では、新型コロナウイルスとインフルエンザ予防接種の公費助成を行います。接種を希望される人は、効果や副反応についてご理解いただき、医師と相談したうえで接種してください。

高齢者の予防接種費用の助成の概要

予防接種の種類	新型コロナウイルスワクチン	インフルエンザワクチン
接種期間	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	令和6年10月1日から 令和7年1月31日まで
助成医療機関	町内の医療機関および林クリニック	
自己負担	2,000円	1,000円
対象者	・65歳以上の方（令和6年12月31日時点） ・60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級相当の人	
接種回数	期間中に1回	
持ち物	・マイナンバーカード・保険証など ・身体障害者手帳（お持ちの人）	



※各医療機関により、接種できる曜日、時間などが異なりますので医療機関に問い合わせください。

※同時に接種が可能ですが、接種する病院に確認してください。

【償還払いについて】

町内の医療機関および林クリニック以外の医療機関で接種する場合は償還払いとします。

高齢者の予防接種費用の償還払いの概要

予防接種の種類	新型コロナウイルスワクチン	インフルエンザワクチン
償還払い申請期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで	
自己負担上限額	13,300円	4,060円
申請方法	本庁および各支所、安野出張所、健康福祉課の窓口で払い戻しの手続きをしてください。	
持ち物	・領収書（接種したワクチンの記載があるもの） ・振込先のわかるもの ・印鑑	



子どものインフルエンザ予防接種の費用を助成します

生後6か月から中学生以下の子どもについて町では、インフルエンザ予防接種の公費助成を行います。

助成医療機関や償還払いについてよく確認してください。

詳しい内容は、安芸太田町公式サイトをご覧ください。



安芸太田町
公式サイト

●問い合わせ先／健康福祉課 ☎22-0196

補助申請
お忘れなく!!

町外通勤者 応援助成事業

※今年度から公務員の方も申請が可能になりました。

◆制度の内容

安定した就労と定住促進のため、町外の職場へ通勤するための費用の一部を助成します。

◆対象者の要件

町外の就業場所へ通勤する方
(通勤日数が月15日以上あること)

申請期限 12月末

通学応援助成事業

◆制度の内容

町内外の高校・大学等への通学費の一部を助成します。

申請期限 12月末

●問い合わせ先／企画課 ☎28-2112

「防災もりみん」 安芸太田防災アプリ

○避難要請支援とは?

災害発生時に、避難に支援が必要な方と避難先への支援ができる方をつなげる仕組み(マッチング)をアプリの機能として備えています。

〈流れ〉

①支援要請

避難行動に支援が必要な方が、アプリを通じて支援を要請します。

②マッチング

システムが、要請に基づいて支援可能な方を検索し、マッチングを行います(約3km以内・スマホにプッシュ通知あり)。

③支援開始

マッチングが成立すると支援者が必要な方の元へ向かい、避難先までの移動をサポートします。

④状況確認

役場では、システムを通じて、要支援者や支援者の位置情報、

安芸太田防災アプリ



Androidはこちら



iPhoneはこちら



〈目的〉

避難状況などをリアルタイムで把握できます。

①災害時における迅速かつ効率的な避難支援

②避難行動要支援者の安全確保

③支援者(事前登録が必要)による積極的な支援活動

●問い合わせ先

健康福祉課

☎25-0250

総務課 危機管理室

☎28-2111



安芸太田町のみなさまへ

●サービス提供エリアであっても、利用できない場合があります。エリアについては、下記までお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ】NTT西日本 IPコールセンター



0120-116116

【受付時間】午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始12/29～1/3を除きます。)

●携帯電話・PHSからも通話できます。電話番号をお確かめのうえ、お間違えないようお願いいたします。

フレッツ

光ネクスト

広告

(FTTHアクセスサービス)

お申込み受付中!

「コラボ光」も利用可能です。

- 「コラボ光」をお申し込みの際は、各光コラボレーション事業者へお問い合わせください。
- 各コラボレーション受付窓口でお困りごとがあった場合でもお気軽にお電話ください。

審査 24-73-1



健康づくりポイント 事業スタート!



健康寿命の延伸実現のため、町民の生活習慣改善および主体的な健康づくり活動などの取り組みを支援する健康づくりポイント事業をスタートします。

①健康ポイント付与事業

健康福祉課が主催する下記表の保健事業の参加者に対して、健康ポイントに相応したもりかマネーを付与します。

②ウォーキングポイント付与事業

スマートフォンに内蔵した歩数計で、1日ごと、1か月間に歩いた日数に応じて、健康ポイントに相応したもりかマネーを付与します。

スマートフォン内の歩数計ともりかアプリの連携ができた町民が対象です。

参加にあたりスマートフォンの歩数計の起動と、もりかアプリの登録をお願いします。登録、連携が分らない人は健康福祉課・住民課・企画課までお越しください。

●問い合わせ先／健康福祉課 ☎22-0196

詳しい内容はこちら

【安芸太田町公式サイト】



①健康ポイント付与事業

事業名	と き	ところ	付与ポイント
もみじウォーク	10月13日(日) 7:30～	深入山グリーンシャワー	500ポイント
 運動体験会	11月1日(金) 14:30～	筒賀福祉センター2階	100ポイント
	11月1日(金) 18:00～	安芸太田病院1階	100ポイント
	11月6日(水) 10:00～	筒賀福祉センター2階	100ポイント
	11月8日(金) 13:30～	保険・医療・福祉・統括センター2階	100ポイント
	11月13日(水) 13:30～	太田川交流館かけはし	100ポイント
生活習慣予防講演会	11月29日(金) 14:00～	安芸太田病院2階大会議室	100ポイント
地域包括ケアシステム講演会	調整中	調整中	100ポイント

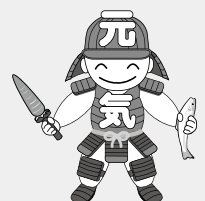
②ウォーキングポイント付与事業 (実施時期：10月1日～12月31日)

1日単位		月次ボーナス	
歩数条件	付与ポイント	付与条件	付与ポイント
6,000歩～6,999歩	4ポイント	1か月のうち 6,000歩以上／日 を20日間達成	1,000ポイント
7,000歩～7,999歩	7ポイント		
8,000歩以上	10ポイント		



第164回 月例ウォーキング

■と き／10月20日(日)
■ところ／温井ダムリゾート
■受付／8:30 出発／9:00
■コース／4km ■参加費／100円





地域包括支援センターから

お知らせ!!

●問い合わせ先／安芸太田町地域包括支援センター ☎22-2031

通いの場交流会報告

通いの場交流会を9月13日に、川森・文化・交流センターで開催しました。

町内で、通いの場を開催している35か所の世話人（運営のお世話をされている方）の皆さんに集まっていただき、日ごろの運営状況を報告し、意見交換していただきました。

合わせて、『フレイル予防』の講演や専門職からのミニ講話も行うとともに、通いの場を5年以上継続して開催されている会の功績に対して感謝状を贈呈しました。

●安芸太田町地域包括ケアシステム取組の方向性

本町では、令和4年度から、住民主体の活動を推進しています。

地域性を尊重し、その地域のニーズに合った活動を展開し、地域づくりが広がることを目的としています。今年度は、殿賀地域において地域の中での語らいと交流の場を展開していきます。

ごみの再資源化・削減に取り組みましょう

●家庭ごみ指定袋の外袋は「燃えないごみ指定袋」として使用できます。

すべての家庭ごみ指定袋の外袋（販売する際に指定袋を包装している袋）は「燃えないごみ指定袋」として使用できます。

【ご使用に当たっての注意事項】

・外袋を使用して出せるのは「燃えないごみ」のみです。

・燃えないごみ4区分に分別して、別々の袋で出してください。

・中身が出ないように袋の上部をガムテープなどで止めてください。

・長いものや袋からはみ出るものは、通常の燃えないごみ指定袋で出してください。



●ごみ分別五十音事典
LINE公式アカウント



●問い合わせ先／衛生対策室 ☎23-1120

介護保険サービスの利用について

～負担が高額になったとき（高額介護サービス費など）～

介護保険の利用者負担が高額になったとき

- 同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の上限額（下表）を超えると、**「高額介護（介護予防）サービス費」**が介護保険から払い戻されます。
- 同じ世帯内に複数の利用者がある場合は、世帯の合計額で計算します。
- 該当される利用者には町から**「申請のための勧奨通知」**を送付します。
- 申請は初回のみで2回目以降の申請手続きは不要です。



◆負担限度額（1か月当たり）

対 象 者	自己負担上減額（月額）	
	世帯の限度額	個人の限度額
○生活保護受給者の人	15,000円	15,000円
○世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者の人（※1） ○世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）と公的年金等収入額（※3）が年間80万円以下の人	24,600円	15,000円
○世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない人	24,600円	
○市町村民税課税世帯で前年の課税所得が380万円未満の人	44,400円	
○市町村民税課税世帯で前年の課税所得が380万円以上690万円未満の人（新設）	93,000円	
○市町村民税課税世帯で前年の課税所得が690万円未満の人（新設）	140,100円	

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 「合計所得金額」とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。

※3 「公的年金等収入額」とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。

対象となる介護保険サービス

- 介護（介護予防）サービス・施設サービス（部屋代、食事代を除く）・地域密着型（介護予防）サービス等の利用にかかる1割または2割、3割の自己負担分

※食費や部屋代、差額ベッド代、日常生活品費等の費用、福祉用具購入費および住宅改修費は対象となりません。

●問い合わせ先／健康福祉課 ☎25-0250

第12回 安芸太田町科学アカデミー開催!!



7月30日、川・森・文化・交流センターを会場に、日本技術士会中国本部の共催で科学アカデミーを開催しました。

今年度で12回目となる本アカデミーは、町内の子どもたちの科学やものづくりに対する興味・関心を高める目的で、平成25年度から開催しています。今年度は6人の方に来ていただきました。

参加したのは、小学1～3年生、小学4～6年生で、それぞれ分かれて活動しました。

小学1～3年生クラス（21人参加）

『マジックハンド』作り

小学1～3年生のクラスでは、割りばしとゴムで『マジックハンド』を作りました。

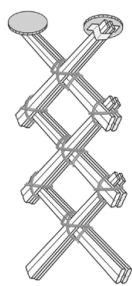
ゴムを巻くのに苦労しながら、ゴムボールなどをつかめるマジックハンドを作ることができました。

完成した後は、割りばしをつぎ足し、長いマジックハンドにするなど、工夫をしました。



【児童の感想】

- ・とてもむずかしかったけど、つくれたのがうれしかったです。
- ・ゴムでこていしたら、かたくなったからもう一回やってみよう。



小学4～6年生クラス（14人参加）

『トラス橋のモデル』作成

小学4～6年生のクラスでは、まず丸・三角・四角でどの形が一番安定しているかを学び、その後、紙ストローでトラス橋のモデルを作成しました。トラス橋とは、三角形の組み合わせでつくられた構造をもつ橋のことです。

グルーガンで紙ストローをつなぎ合わせることに苦戦しましたが、完成したトラス橋は、考えていたより頑丈で、大きめの水筒をのせても壊れませんでした。



【児童の感想】

- ・すこしむずかしかったけど、とても楽しかったので、つぎも参加したいし、△と□と○の中では、一番△がつよいことが勉強になった。
- ・四角、円形、三角の形でも、形によって強度が変わり、三角が一番強いことが分かりました。それが橋の作り方にも使われていたことが初めて分かりました。

今回の科学アカデミーも、失敗と発見を通した学びを深める場となりました。ぜひそれぞれの家庭でも家族と一緒にたくさんの発見をしてほしいと思います。

次回は、10月19日(土)に開催予定です。



おしらせ

Information

マイナンバーカード 休日受付

① 休日受付

マイナンバーカードの申請・受取・更新などの休日受付を行います。ぜひ、ご利用ください。

11月16日(土)
8時30分～12時

◆ 受付場所

本庁住民課および各支所

◎ 休日受付の変更のお知らせ
広報9月号でお知らせしました「マイナンバーカードの休日受付」について衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙の期日前投票が見込まれるため10月26日(土)の休日受付は中止します。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしく願います。

② 個別出張申請受付

来庁が困難な人のご自宅に職員が訪問して、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。

(平日9時30分～16時30分)
※ご希望の人は、本庁住民課までご連絡ください。

● 問い合わせ先

住民課 ☎288-2116

労働安全衛生法関係法令の見直し

化学物質での労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正されました。

◎ 改正のポイント

① 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達強化

② 事業者は、危険性・有害性の情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止対策を自ら選択して実行

③ 化学物質管理に関する事業場内の体制整備が求められる

④ 安全衛生委員会の付議事項の追加

その他詳細は、労働安全衛生総合研究所のホームページをご覧ください。



中国5県縦断法律相談会のお知らせ

◆ とき 11月10日(日) 10時～16時

※ご予約：不要(予約もできます。)

◆ ところ 川・森・文化・交流センター

【相談事項】

- ・相続のこと、遺言のこと
- ・お年寄りの財産管理(成年後見)
- ・ご近所トラブル、空き家のこと
- ・夫婦、親子関係
- ・悪質な訪問販売・買取(悪質商法被害)
- ・交通事故
- ・不動産・会社の登記
- ・借金のお悩み
- ・その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

【電話相談】

相談会実施日に次の電話番号にて電話相談を受け付けます。

☎0120-332166

● ご予約・問い合わせ先 日本司法書士会連合会 中国ブロック会

事務局 ☎082-2211-5345 (10時～16時)

若者交流会の開催のお知らせ

20歳から35歳までの独身男女を対象とした交流会を開催します。

申込は、町公式サイトをご確認ください(二次元コード)。

◆ とき 10月26日(土) 18時～20時30分

◆ ところ トンカル セリエ戸内店

● 問い合わせ先 企画課 ☎288-2112



子宮頸がん・乳がん検
診時の交通費用を助成
します

町では、特定の年齢の人に対し、
子宮頸がん検診および乳がん検診
時の交通費の一部を助成していま
す。この機会に、定期的にがん検
診を受診ください。

詳しくは安芸太田町公式サイト
をご覧ください。

◇安芸太田町

公式サイト ↓



●問い合わせ先

健康福祉課 ☎222-0196

広島県が行うHIV抗原抗
体・梅毒検査・肝炎ウイル
ス無料検査日程のお知らせ

検査は事前予約が必要です。

問い合わせ先にご連絡ください。

◇検査日時

11月5日(火)・12月3日(火)
13時～15時

◇検査場所

広島県庁 農林庁舎1階相談室
(広島県西部保健所広島支所内)

●問い合わせ先

広島県西部保健所広島支所
保健課保健対策係

☎082-513-5521

Fun Rideひろしまやまがたサイ クルランド2024参加申込のお知らせ

サイクルイベントの申込期限が月末までとなっています。
申込を希望される人は、特設サイトよりお申込みください。

◇と き 11月24日(日)

◇定 員 150名(先着順)

◇募集締切 10月31日(木)まで

※申込は二次元コードからご確認ください。



山県警察署からのお知らせ

全国地域安全運動の実施

【実施期間】

10月11日(金)～10月20日(日)までの10日間

『防犯のこと もっと

しっかり かんがえよう!』

『広島県人は、放つとけん人』



特殊詐欺の被害防止 子供と女性の犯罪被害防止

●特殊詐欺の被害防止

- ・電話でお金の話は詐欺!
- ・即断より相談!
- ・詐欺電話を受けないために非通知着信拒否・留守番電
話の活用や防犯機能付き電話に取り替えを!

●子供と女性の犯罪被害防止

- ・オトモポリスで身近な場所の犯罪発生状況の確認!
- ・ストップ! 歩行中のイヤホン使用と歩きスマホ!

山県警察署 ☎222-0110



（戸河内小より）社会見学に行きました

9月13日、低学年・中学年・高学年で別れて、広島市内へ社会見学に出かけました。

1・2年生は、5-Daysこども文化科学館を見学後、アストラムラインに乗って、又マジ交通ミュージアムへ。アストラムラインには、一人ひとり自分で切符を買って乗りました。日頃できない体験を楽しみました。

3・4年生は、オタフクソース・やまだ屋おおのファクトリーを見学しました。工場で働く方々の工夫について熱心に話を聴いていました。お土産にいただいた出来立てのソースを、嬉しそうに頬に当てていました。

5・6年生は、NHK 広島放送局ハートプラザ・平和公園・広島平和記念資料館へ。平和公園では、班ごとに碑めぐりをして平和への祈りの気持ちを深めました。平和記念資料館では、原爆の悲惨さや平和の尊さを感じることができました。



11月9日(土) 9:30～ 学習発表会を行います。各学年の発表、太田川太鼓、全校合唱もあります。戸河内小学校の子どもたちの歌声をぜひ聞きにいらしてください。

（安芸太田中より）ヒロシマにとって忘れてはならない日 1945年8月6日 午前8時15分

8月6日の登校日に、人権擁護委員の皆さんにもご参加いただき、平和学習を行いました。

今年は、広島に原爆が投下されてから79年目の年でした。年々被爆された方々の高齢化が進み、被爆の惨状をどう後世に伝えていくのかが大きな課題となってきています。

平和学習の日は、いつもより登校時刻を45分早めて、全校で平和祈念式典の中継を視聴しました。8時15分には中継に合わせて全校で黙とうを行い、平和宣言なども聞きました。その後、縦割り班のグループワークとして「平和とはどんな状況だろう?」「平和ではないと感じたことは?」「平和のために私たちにできること」の3つのテーマについて考え、発表し合いました。

最後に、「わたしの平和宣言」を画用紙に書き、「HEIWAの鐘」を合唱しました。この様子は動画にまとめ、8月15日の安芸太田町戦没者追悼祈念式典で参加された皆さんにみていただきました。



全校生徒が居ながらにして国際交流のできる学校

姉妹校ハワイのホノカア 高校への短期留学

加計高校の特色の一つである、ハワイ・ホノカア高校への短期留学に2名の生徒が参加しました。

15日間の中で、カロパパークへのハイキング、ハワイ島最大の山であるマウナ・ケアへの登山、全米No.1に選ばれたこともある美しいハプナ・ビーチなどのビーチを体験、ワイメアのマーケットでの朝食、コナにあるアートセンター体験、ホストファミリーのご自宅でのLuau（ルアウ、ハワイ語で「宴」）の体験、Hui MAU（ハワイの昔からの土地の利用方法や植物の活用方法を維持し伝承していくことを目的としたNPO団体）への訪問など、さまざまな経験ができました。ハリケーンの接近でキラウエア火山に行けなくなるなどのトラブルもありましたが、さまざまな経験を通じて多くことを学ぶことができました。

ホノカア高校でも日本語、ファーマーミング（農業）、ジャズ、アート、FSC（特別支援教室）、フラなどのさまざまな授業に参加しました。

中でも、日本語の授業では加計高生の2人がパフォーマンズをする時間もあり、空手の形の披露、アコースティックギターの演奏や歌、書道や折り紙、日本の場所や食べ物などの紹介を行いました。この他にも、ホノカア高校の生徒さんとは、お泊り会や誕生日パーティー、ホノカア高校でのフットボールの試合観戦などを通じて交流を深めることができました。

さまざまな人や文化に触れ、忘れられない思い出や深い学びを得ることができた15日間でした。



姉妹校ベトナムのファン・デ イン・フン高校への短期留学

5月にファン・デイン・フン高校の生徒や先生が来日されましたが、この度初めて加計高校から3名の生徒が訪ねることができました。

3人の生徒のうち、2人は初めての海外で、最初は文化の違いや言葉の違いに不安を感じ、緊張している生徒もいましたが、姉妹校の生徒と交流を重ねていくうちに、だんだんと打ち解けていきました。

ファン・デイン・フン高校では、プレゼント贈呈など、初日からあたたかく歓迎していただきました。

学校では、ベトナムの琴の体験、ダンスの練習、ベトナム書道の体験、粘土細工体験、アオザイの着用体験など、さまざまな体験をしました。特に、初めて着用するアオザイはとても涼しく、ベトナムの気候にあった服だと感じました。気に入ったので、みんなで帰国前にアオザイを買いに行きました。

また、トレインロードの観光、タンロン遺跡の見学、水中人形劇の鑑賞、ホアンキエム湖観光などの名所も訪ね、見聞を広めました。

生徒は「ベトナムの文化を学ぶ中で、語学力の向上への意識が高めたり、自分の中にある固定概念や視野の狭さに気づいたりすることができました」「たくさんの文化を知ることができました、さまざまな価値観に触れることができ、日本の文化を振り返る良いきっかけになりました」「同年代の人たちと関わり自分のコミュニケーションは狭いことに気づくことができました。ファン・デイン・フン高校の皆さんとコミュニケーションを通して刺激をもらうことができ、私も日々頑張ろうと思いました」といった感想からうかがえるように、留学しなければ得られなかった多くの経験・学びを手にすることができました。





新しいALT (アシスタント・ラングイッジ・ティーチャー) の紹介

みなさん、はじめまして！私はハウラ・ホセインと申します。21歳です。

イギリスのロンドンの生まれ育ちですが、両親の出身はイランで私はペルシア語（イランの公用語）を話すこともできます。

ロンドンとは違って、とてもにぎやかな街です。安芸太田町はとてもきれいで静かですが、虫だけはあまり楽しみではありません…。



私は姉2人と妹がいます。一番上の姉はバーミンガムという街に住んでいて、ロンドンから車や電車で約2時間かかります。あと、ペットの金魚も2匹飼っています。

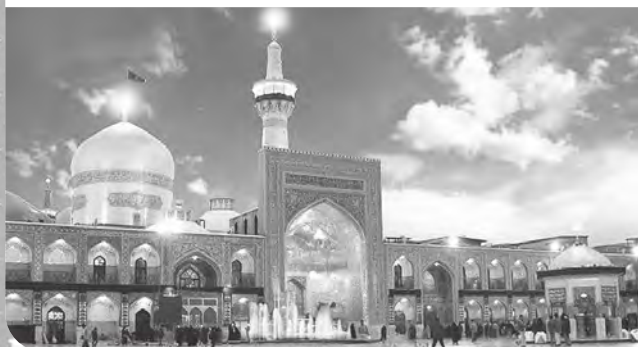
ロンドンの大学で経済学と財政学を勉強しました。経済学は日常的に使うものなので大好きです。将来は経済学の先生になりたいので、安芸太田町で教えることはとても良い経験になると思います。

私の趣味はお菓子作り、縫物と工作です。ロンドンではよく雨が降るので（夏でも！）室内でできるアクティビティは多いです。

私の初めてのアルバイトは日本のパン屋さんです。メロンパンや食パン、たくさんの日本のパンを焼いていました。お餅と団子も作っていたんですよ！これがきっかけで日本の食べ物や文化への興味が湧いていき、いつか日本に行ってみたいと思っていたのですが、この美しい田舎である安芸太田町で英語を教えることになるとは思っていませんでした。

私は初めて日本に来ましたが、日本の人々はとても親切です。私は日本の文化をもっと学びたくて、着物の着付けも習ってみたいです。

一番好きな日本食はお寿司です。日本語は少ししかできませんが、もし私を見かけたらぜひ声をかけてください！一所懸命日本語を勉強しています。よろしくお願いします！



安芸太田町体育協会活動紹介

●問い合わせ先●

教育委員会 ☎22-1212



安芸太田ソフトボールクラブ

- 会 員 数…22人
- 活動日時…毎週水・金曜日 18:00～19:30
- 活動場所…旧殿賀小学校グラウンド
- クラブからのお知らせ

町内の小学生が週2回を基本に練習しています。

低学年はベースボール型ゲームのティーボール、高学年はソフトボールの試合を広島市内のチームなどと定期的に行い、交流をしています。クラブへは子どもの体力や家庭の事情に合わせてできる範囲での活動参加が可能です。

子どもたちが、スポーツに親しむことは、健康や精神の成長に大きな影響を与えるため、非常にメリットがあります。練習日であれば体験することができますので、興味のある小学生は、ぜひ参加してみてください。



図書館 だより

本 館 川・森・文化・交流センター内2階 ☎22-1213

筒賀分室 筒賀ふれあいプラザ内 ☎32-2601

戸河内分室 地域支援センター内 ☎28-1966



〈ホームページアドレス〉 <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/akiota/>



移動図書館やまびこ号運行日程表

※一部時間の変更があります。
令和6年10月～令和7年3月

	巡回場所	時 間	10月	11月	12月	1月	2月	3月
火曜コース	加計小学校（4～6年生）	10:15～10:35	8日	12日	10日	14日	4日	4日
	猪 山（猪山集会所）	11:00～11:15						
	加計小学校（1～3年生）	12:45～13:15						
	認定こども園あさひ	13:20～13:40						
	津 浪（ぶらっとホームつなみ）	13:45～14:00						
	坪 野（つぼの地区交流センター）	14:05～14:20						
	安 野（安野ふれあいセンター）	14:30～14:45						
	津都見	14:50～15:05						
水	修 道（修道保育所）	15:15～15:30						
	加計中学校	13:10～13:30	9日	13日	11日	15日	5日	5日
木曜コース	小 板（見浦牧場前・堀田商店前）	9:30～ 9:45	10日	14日	12日	16日	6日	6日
	横 川（アルペンハウス前）	10:10～10:25						
	松 原（松原簡易郵便局前）	11:00～11:15						
	戸河内小学校（4～6年生）	12:50～13:05						
	戸河内小学校（1～3年生）	13:05～13:15						
	殿 賀（寿光園）	13:40～13:55						
金曜コース	浄 善（浄念寺前）	14:05～14:20	11日	15日	13日	17日	7日	7日
	筒賀小学校	10:20～10:35						
	月の子（長源寺下）	11:00～11:15						
	安芸太田中学校	13:10～13:30						
	井 仁（井仁棚田交流館）	13:55～14:10						
	筒賀児童センター	14:25～14:40						
	土 居（松信園）	14:45～15:00						

秋の読書週間 10月27日(日)～11月9日(土)

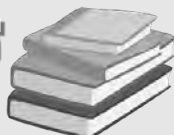


★本のブックコート掛け

◎読書週間期間中、各館で一人一冊お持ちの本にブックコートをおかけします。



★本&雑誌のリサイクル市



10月19日(土)・20日(日)

戸河内ふれあいセンター（文化・芸能フェスティバル会場）

雑誌のリサイクルとフリマ（売上は本購入にあてさせていただきます。）

10月26日(土)～11月11日(月)

川・森・文化・交流センター 1階ロビー（本と雑誌）

秋の読書会

とき 10月30日(水)
10:00～11:30

ところ 筒賀ふれあいプラザ
2階

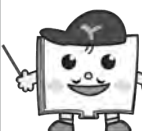
同じ本を読んで、感想や意見を自由に語りあう会です。テーマ図書の貸出をします
ので、お問い合わせください。（要予約）

戸河内分室おはなし会

戸河内…10月19日(土) 10:30

えほんのもしおはなし会

本 館…10月26日(土) 10:30



本館月末休館日 10月31日(木)

粗大ごみ収集日

10月 28日 (月)	粗大ごみ①区域
	筒賀全域・与一野・才中得 寺領・長原・箕角・上殿中央 長田・杉の泊 ※草尾は電話

※粗大ごみ集積場所に出してください。（一般のごみ集積場所と異なる場合があります。）

※①～④は「ごみ収集カレンダー」に記載されている収集区域です。収集区域によって収集日が異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。

今月の納税等

- 町県民税……………第3期
- 国民健康保険税……………第5期
- 後期高齢者医療保険料……………第4期
- 介護保険料……………第7期

（納期限／10月31日）

※納付期限を必ず守りましょう。

来月の発送日

来月の発送は11月7日(木)を予定しています。変更の場合は、無線放送でお知らせします。



編 集 後 記

10月1日に安芸太田町が誕生して20年の節目を迎えました。

合併直前に行われた、新しい町名のアンケートの選択肢が「安芸太田町」・「安芸太田川町」・「その他(自由記述)」だったことに「うーん…」と思ったことを思い出しました。今や「安芸太田町」は、町内外にすっかり浸透した感じがします。

合併20年となるこの機に気持ちを新たに、広報を通して「安芸太田町」のさらなる知名度アップに頑張っていこうと思います。

20
AKIOTA-town
The merger 20th anniversary

し尿収集日

10月	16日(水)	宇佐・澄合・早木・芦杉・黒峠
	18日(金)	修道
	21日(月)	津浪一円・筒賀東区
	22日(火)	附地・光石・坪野・上久日市・下久日市
	23日(水)	天神町・巴町・道の口・本町・東旭町 西旭町・古市・新町・神田町・空条
	25日(金)	上殿一円・筒賀（東区を除く）
11月	28日(月)	程原・津都見・船場・来見
	1日(金)	遊谷・戸河内土居・下本郷・田吹 寺領一円・月の子・杉の泊・穴袋・草尾
	5日(火)	上本郷・吉和郷・打梨・那須
	6日(水)	上原・鮎ヶ平・殿賀一円
	8日(金)	鵜渡瀬・木坂・山崎・上調子
	11日(月)	見入ヶ崎・遅越・辻ノ河原・香草
	12日(火)	加計土居・滝本・温井・猪山・平見谷
	13日(水)	丁川・田之原・穴阿・川登・勝草
11月	15日(金)	小板・松原・板ヶ谷・川手・柴木 梶ノ木・横川

※し尿くみ取りに関するお申し込み・お問い合わせは

(株)クリンプロ フリーダイヤル 0120-32-9026

へお願いします。

参加費無料 /

楽しく学べる

moricaアプリ講座

講師が学生だから質問しやすい!!

アプリでできることは?

残高の確認方法は?

第1回目 10/24 (木)

午前の部 10:30 ~ 12:20 先着10名

午後の部 13:00 ~ 14:00 先着10名

会場 安芸太田町役場本庁 持参物 スマホ、moricaカード等

申込 安芸太田町役場 企画課

28-1967

上記の電話番号にてお申込みを受け付けております
ご来館によるお申込みも受け付けております

申込締切 **10月17日 (木)**

主催
安芸太田町
広島経済大学
藤原ゼミ一同

10月号カレンダー

(安芸太田町内で開催される行事などを掲載しています)



日 月 火 水 木 金 土

6	7	8	9	10	11	12
		★お酒の悩み相談会 (健康福祉課) やまびこ号運行日 (P.37)	やまびこ号運行日 (P.37)	くらしの総合相談所 10:00～12:00 (川・森・文化・交流センター) やまびこ号運行日 (P.37)	スアホ講習会 11:30～16:00 (筒賀福祉センター) やまびこ号運行日 (P.37)	
13	14 スポーツの日	15	16	17 青少年の日	18	19 食育の日
もみじウオーク (P.28) 森カフエinあきおおた 9:30～ (梁入山グリーンシヤワー)		★お酒の悩み相談会 (健康福祉課)				長期総合計画意見 交換会 (P.2)
20 家庭の日	21	22	23	24	25	26
文化芸能フェスティバル 12:30～ (戸河内ふれあいセンター) 龍姫湖まつりin温井ダム 10:00～ 月例ウオーキング (P.28)	人権セミナー 13:30～15:00 (役場本庁 大集会室) 古紙・布	★お酒の悩み相談会 (健康福祉課) スアホ講習会 11:30～16:00 (役場本庁)	長期総合計画意見 交換会 (P.2)	moricaアプリ講座 (P.38)		若者交流会 (P.32) 子育て講演会 10:30～ (川・森・文化・交流センター)
27	28	29	30	31	11月1日	2
あきおおた国際音楽祭 13:00～ (戸河内ふれあいセンター)	粗大ごみ (P.38)	★お酒の悩み相談会 (健康福祉課)			運動体験会 (P.28)	
3	4	5	6	7	8	9
町立中学校合同発表会		★お酒の悩み相談会 (健康福祉課)	運動体験会 (P.28)	環境学習会 (P.21)	運動体験会 (P.28)	筒賀保・小合同発表会 戸河内小発表会 加計 五サー市



今年度100歳を迎えられる方々

※広報誌への氏名・写真の掲載については、承諾の得られた方のみ掲載しています。



くりす
栗栖クリエさん
【松信園】



ひらおか
平岡ヨシエさん
【松信園】



おだみちこ
小田美智子さん
【高下】



さくもと
菊本アサコさん
【千本】



さこう
佐幸ヒロミさん
【千本】



おおすみ
大隅マツエさん
【下坪野】



いわもと きみえ
岩本喜美江さん
【ひこばえ】



さこたに はなこ
迫谷 花子さん
【ひこばえ】



いのうえ さちこ
井上 幸子さん
【寿光園】

かわもと みつえ
川本 満枝さん
【月の子】

かぎかわ
鍵川トシエさん
【中三谷】

ささき ひろし
佐々木 宏さん
【寿光園】

いちやま やよえ
市山八代恵さん
【光石】

- 安芸太田町合併20周年 記念式典**
- 日時／9月28日(土)
- 場所／戸内ふれあいセンター
メイプルホール
1. 開 式
 2. 安芸太田町合同神楽団
による神楽上演
 3. 式 辞
 4. 挨拶
 5. 来賓祝辞
 6. お祝いメッセージ
 7. 記念表彰
 8. 閉式の辞



20
AKIOTA-town
The merger 20th anniversary

安芸太田町合併20周年記念

平成16年10月1日、旧加計町、旧筒賀村、旧戸内町が合併し、安芸太田町が誕生してから今年で20年という節目を迎えました。

節目を記念し、9月28日に「合併20周年記念式典」を挙行し、29日には、「合併20周年記念神楽公演」が行われました。

詳しい様子は、11月号でご紹介します。

